

原子力発第08035号
平成20年4月22日

愛媛県知事
加戸守行 殿

四国電力株式会社
取締役社長 常盤百樹

照射試験片内に含まれる核燃料物質の管理の適正化に係る
国からの依頼について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成20年4月18日付けで、照射試験片内に含まれる核燃料物質の管理の適正化について、文部科学省科学技術・学術政策局から別添のとおり依頼がありましたので、安全協定第10条第4項に基づきご報告いたします。

敬 具

20科原安第9号
平成20年4月18日

四国電力株式会社
取締役社長 常盤 百樹 殿

文部科学省
科学技術・学術政策局
原子力安全課保障措置室長 室谷 展寛



照射試験片内に含まれる核燃料物質の管理の適正化について

加圧水型軽水炉(PWR)施設において原子炉容器照射試験片構成要素として使用されている線量計(以下「ドジメータ」という。)は、微量ながら核燃料物質を内包することから、本来、我が国の領域内に置かれた時点で「核兵器の不拡散に関する条約第3条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定」(以下「日・IAEA 保障措置協定」という。)の適用を受けることとなり、内包される核燃料物質は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。)に基づく国際規制物資として管理する必要があります。

他方、ドジメータは、通常、国内への輸入時に核燃料物質としてではなく機械部品として取り扱われていることなどから、内包される核燃料物質を国際規制物資として管理すべきか否かについては、これまで種々の議論があり、統一的な運用が行われていないのが現状です。さらに、国際規制物資として許可を得たものの中にも日・IAEA 保障措置協定に基づく保障措置の用法的免除手続きを経ることによって、国際規制物資に該当しないものと解釈し運用されていた経緯もあり、この結果、現在、国内において計量管理されていないドジメータが多数存在しています。

このような状況下、昨年、国際原子力機関(IAEA)より、これらドジメータについては、内包される核物質の種類及び用途等から、同協定に基づく保障措置の用法的免除は適用できない旨の公式見解が示されるとともに、適切に計量管理を実施するよう求められたことから、この取扱いについて検討した結果、今後、ドジメータに内包されるすべての核燃料物質を国際規制物資として管理することといたしました。

上記を踏まえ、貴社におかれては、所要の手続きを行い、当該ドジメータに内包される核燃料物質を国際規制物資として管理するとともに、日・IAEA 保障措置協定及び原子炉等規制法に基づく計量管理を適切に実施するようお願いいたします。